

Title	札差雜考
Sub Title	
Author	幸田, 成友(Koda, Shigetomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.2 (1928. 7) ,p.49(203)- 84(238)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280700-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

札差雜考

其二（い）札差の業務經營

細谷太七氏は前記「札差業務所及關聯所地圖」の外、明治四十三年四月を以て、「札差業務聯系分擔之圖解」と題する折本を調製し、之を東京高等商業學校に寄贈せられた。

本圖は淺草御藏から渡る米金が、如何なる順序を経て旗本御家人の手に入るか。換言すれば御藏前に費を列べた札差仲間が、御藏と各自の得意先なる札旦那との間に立つて、如何なる仕事をするかを、系統的に示したもので、その系表に出て来る項目に對しては説明が添つてゐる。尤も細谷氏は之を説明といはずに「附屬」と稱せられた。

御藏米金の渡方に關しては、古く江戸會誌第一號にある高木丘山氏の手になつた「幕府廩米支給手續」が、今日迄に知られた史料の中では、一番有力なものと考へられる。高木氏は通稱を彌十郎といひ、御勘定組頭を勤められた方であるから、職掌の上からいつても、その記事は自然渡方にについて委しい。「幕

「府廩米支給手續」といふ題目に對してはそれで充分であるが、我等は別にこれと反対の方面即ち受方の方面から見た記事が欲しかつた。御藏から三季に渡る切米や、毎月渡る扶持米の支給手續、及び貸附金によつて札旦那の勝手元を維持した札差が、如何にして右の扶持切米を請取り、且つ之を處分するかを、一貫して會得するには、受方渡方双方の記事を對照して、そこで始めて知られると考へたからである。

然るに幸にして我等は今や細谷氏の「札差業務聯系分擔之圖解」を得たのである。この系表と説明とは、受方渡方双方に亘つて居るとはいふものの、細谷氏はもと和泉屋と稱し、札差業を營まれた方だけに、受方の説明については特に分明にして剩すところ無しといふ感がある。

本篇を掲ぐるに際して、系表と説明との對照に便せんがため、或は(一)(二)(三)等の番號を施したり、或は系表中にある旁書を説明中に移し(□を加へて説明の本文と區別す)更に若干の註解を附加し(○を加へて本文と區別す)而して又片假名を平假名に改める等、幾分原本とは體裁を異にした點があることを豫め御断りして置きたい。

(一)御老中

一御張紙の認許。

(二)町奉行

一札差營業の認許及業務の監督。

(三)御勘定奉行

一御藏奉行書替奉行御改正會所の監督。

一御張紙の制定。

御張紙

覺

當春御借米石高三分ノ二は石代金三分一は米を以て期日内に相渡すへし

一勤仕百俵以下は二月二日より十五日迄

一同百俵以上は同十六日より晦日迄

一不勤百俵以下は三月二日より十五日迄

一同百俵以上は同十六日より晦日迄

一御役料は二月廿日より三月十日迄現米を以て相渡すへし

石代金は米三拾五石に付金八拾兩たるべし

慶應二年寅正月

(四)御藏奉行 ○雜考其一の(四)(五)を見よ

札差雜考(幸田)

(い) 肝煎 組頭

一 書替奉行裏印の手形を領査す。

一 御役料御役扶持の手形を検査す。

一 御藏出来米を調査し、藏出期日(渡り方といふ)を定め、札差行事に達す。

一 御金場渡し金を管掌す。

一 玉場玉入れ玉振りを管掌し、玉落手形を取り、鑑札を渡す。

一 藏出し當日、渡し米を計算し、割札(渡し證)と鑑札を引換ふ。

割札 半紙四ヶ切

印

何

某

○この所三行の文字讀めず

一 藏出来米廻し(一俵の量)抽籤を管掌す。

廻しは行事の部にて説く

(ろ)手代 助手代 ○雜考其一の(六ノ九)を見よ

一藏出米を計算し、割札を作る。

一端米（渡し高を俵に切り、其殘高則ち割札の端米）を渡し、割札の一片を切落す。

一御門搬出米の切手に検印を取扱ふ。

(は)御門番 御水門番

一檢印済の切手に依り、搬出米を検査す。

○藏番は構の内外を巡察し、御藏の破損雨漏等の検分にあたり、穀類の腐敗を檢し傍ら藏米支給の玉を作る等の雜役に從ふ。寶曆以前までは門内に住してゐたが、寶曆年中より門外に長屋が出来た。

○小揚ヶ者頭小揚ヶ者については雜考其一の(一〇)を見よ

(五)御切米手形改（書替奉行） ○雜考其一の(二)(三)を見よ

取締 手代

一御勘定奉行の達に依り祿高名簿を備ふ。

一春夏御借米（祿高四分ノ一つノ）冬御切米（祿高貳分ノ一）手形を改め裏印を爲す。

□書替奉行役所新堀瓦町二役所月番。

御借(切)米手形 程村紙三ヶ切

請取申御借米之事

高百俵之内

一米貳拾五俵
但三斗五升入

右は當春爲御借米請取處仍如件

慶應二年寅正月

日光奉行支配吟味役

何 某
印

吉岡榮之輔殿

垣屋義助殿

表書之通可有御渡候也

小倉但馬守



垣屋義助



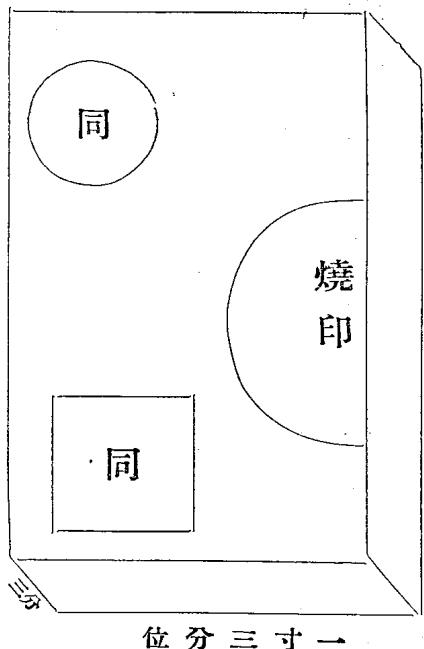
吉岡榮之輔



御藏奉行衆

御藏鑑札一枚ものと例、外に三枚もの五枚ものあり

御門搬出の切手 半紙四ヶ切



檢印

御藏米百五拾六番

武州米七拾五俵

内

五 拾 七
四 拾 五
俵 俵 俵

和 俵 俵 俵

源 八 幸 何 何
屋 次

兵 藏 郎 某 某

衛 樣 樣

印 樣 樣

□何某は札旦那、幸次郎八藏は車力、和泉屋源兵衛は札差の名

(六)御改正會所 ○雜考其一の(一一)を見よ

□御金會所といふ。札差資金の貸附及び年賦取立を行ふ。

一御下渡金の返納は一年三回づゝ、三ヶ年二割、九回に返済、利子壹年八歩の割。

一引當は札旦那御用立金の證書。

(七)札旦那

□御旗本（持高俵取り御藏渡りの分）。

□御役高（御役扶持助力米）。

□御家人（持高扶持米）。

(八)御手形持

□春夏御借米冬御切米請取手形を作り、支配頭の裏印を受け、札差へ交附するもの。

(九)加印貸

□札旦那の借金を周旋し、及札差宿の轉換を行ふもの。

(10)宿師

□札旦那の借金を周旋し、及札差宿の轉換を行ふもの。

(11)札差行事

一仲間内開廢業・代換り・名代人の變更のとき、町奉行・藏奉行・書換奉行に添願し、許可の上は諸向へ披露す。

一奉行所より殊に命令の事項。

一御藏庭出米廻しの抽籤を奉行面前に行ふ。

一出米總高を請取り、庭番に引渡す。庭番は之を賣方に引渡す。

廻しとは一俵の入量にして、庭出米總高の内三俵を廻し俵とす。闕は竹筒に出側の數により、竹棒を入れ、その内當籤分を黒とし、其黒に當りたる側を廻し側と定め、その側の内一生^{ハエ}を廻し生^{ハエ}と定め、其生の内三俵を廻し俵とし、切解き、樹量を平均して壹俵の入量と定む。

一端米渡りに立會ひ、之を請取方に渡す。

一玉場玉入玉振りに立會ひ、玉落手形を取纏め差出して鑑札と引替へ、並手代に渡す。

一御金場渡り金に立會ひ、渡り金は御金方に渡す。

一御藏庭出米建相場を賣方の申出に依り取定め、奉行所に報告し、許可を得て仲間内に掲示す。

一翌日渡るへき米高を奉行所より承及び、詰所に張出し(渡り方と云ふ)、猶仲間内へ廻文す(觸出しと云ふ)。

一札旦那宿換への報告を受け、仲間へ廻文す(同上)。

一 御改正會所賃下金及返納金に立會ふ。

一 仲間取引の印鑑を差出させ、一同へ配付す。

(二) 札差

(い) 主人

一 開廢業・代換り・勤方名代人・支配人の撰定は行事を経て奉行の許可を受く。

一 行事月番を勤務す。

一 支配人以下の任免を行ふ。

(ろ) 支配人

一 就職は三奉行所の許可を受く。

一 重要事件に付ては主人を代表す。

一 業務一切を擔任す。

一 對談人以下の任免を取扱ふ。

(は) 勤方名代人

一 行事月番を代勤す。

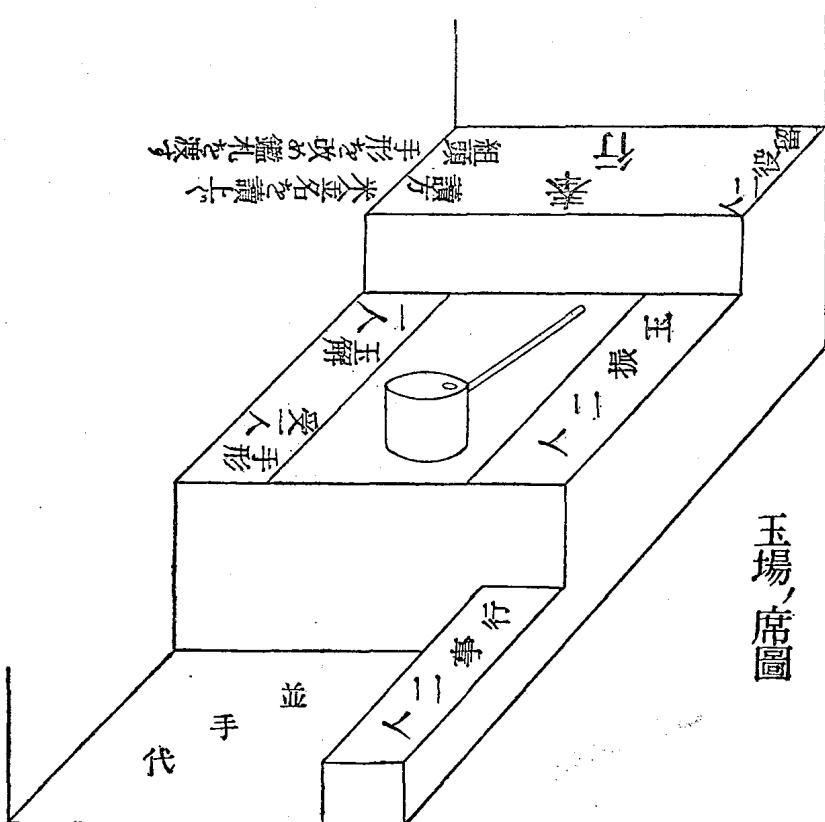
一 就職は御藏奉行の許可。

(に) 對談人

一札旦那御借(切)米の目錄を作り、御手取金を呈出す。

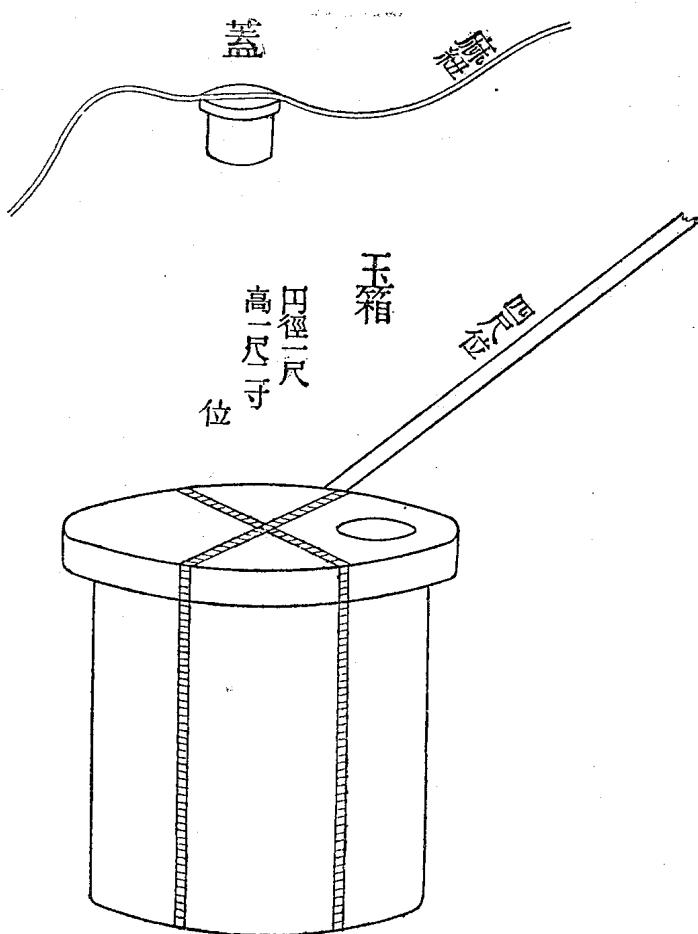
一御用立金の應對加印貸宿師に應答す。

玉場、席圖



一御藏渡り米を領査し、札旦那御入米拂米を定め、請取方賣方に取扱はしむ。
一賣方の米代金を領收す。
一請取方賣方を指圖す。

(ほ)米方



一札旦那手形持より回送の御手形を受取り、書替奉行へ差出し、裏印を受く。

一玉組玉入れを取扱ふ。

玉組とは書替奉行裏印済の手形貳三枚を組合せ、渡り高凡八百俵以内を一枚の目的として、半紙四ヶ切へ高・渡高・石代金・請取人氏名、及札差屋名を書記し、之を揉み丸めて玉となし、薄紙(よしの紙)にて上包して白玉を作る。

一玉入れは御藏奉行の告示に據り玉場へ差出す。

一御役料御役扶持の手形を御藏肝煎に差出して検査を受く。

(と)請取方

一御藏庭出米當日、請取るへき米高を計算し、賣方に通ず。入米(札旦那飯料として屋敷へ送付、或は春入へ渡す分)拂米(御藏庭にて賣拂ふもの)を定め、賣方へ通し、取扱はしむ。

一端米渡りを請取り、脊負に運搬せしむ。

一御藏御門切手を作り、奉行所の檢印を請けて御門番に差出す。

一當日庭相場を掲示に據り、米方に報告す。

(ち)御金方

一御藏金場へ出頭し、鑑札を納め、石代金を請取り、米方に渡す。

(り)並手代

一 渡り方の掲示に依り、書狀を作り、渡り米日限を札旦那に使報（玉觸と云ふ）し、入米拂米の高を承及び、米方に報告す。

一 御藏庭出米番（鳥番と云ふ）行事の達に依り出務し、行事の引渡しに依り、俵數を請取り、賣方の出向くを待て引渡す。

一 玉場へ出願し、玉落手形を差出し、鑑札と引換ふ。

一 端米代金を仲間内へ配達す。

（ぬ）賣方

□ 御藏渡り庭米の分配を取扱ひ、賣捌の相場を建るもの。

（る）運送

□ 車力背負。

（を）藏船

□ 渡り米水上運搬人。

（わ）春入

□ 札旦那渡り米を精白し、屋敷へ送るもの。

札差の收得

一札差料 御高百俵に付銀拾五匁、御扶持米は一斗五升に付五合。

一賣捌料 御渡り米賣捌の節は百俵に付銀三拾匁、俗に貳分側と云ふ。

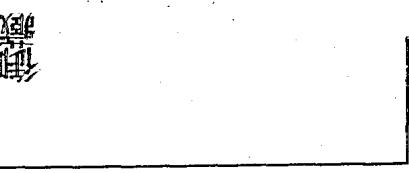
一御用立金の利子 金三拾兩に付一ヶ月銀拾五匁、則ち年一割、俗に十五一と云ふ。

一御用立金の年賦割濟 御趣意以前の分は元金に對し無利子・八分・七分利にして十ヶ年・十五ヶ年・三拾ヶ年賦の別あり。

(三) 帳簿

「札差業務聯系分擔之圖解」とその「附屬」とは此所で終つてゐるが、細谷氏は更に「札旦那證書例」及び「札差業務帳簿例」を本篇に附記されてゐる。商家使用的帳簿については、古く商事慣例集に若干の記事があるが、之は明治十五年參事院法制部の諮詢に應じ、大阪商法會議所から差出した報答書（大阪市史第五を見よ）から摘錄したものである。この外には稍の穂（同上）と題する寫本に、堂島米仲買使用の帳簿の記事があるのみと思つてゐたところ、細谷氏の著述によつて、札差使用的帳簿の名目及び内容を知り得たことは、意外の獲物といはねばならぬ。原本と順序をかへ、先づ「帳簿例」の方を掲げて同志と悅を共にしよう。

御藏庭出米及廻シ場様



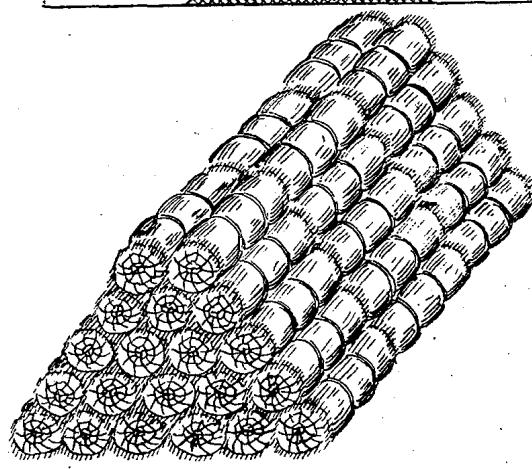
代頭手組手代
小揚者

此所にて
廻シ場を
行ひ廻シ
儀を拵量す

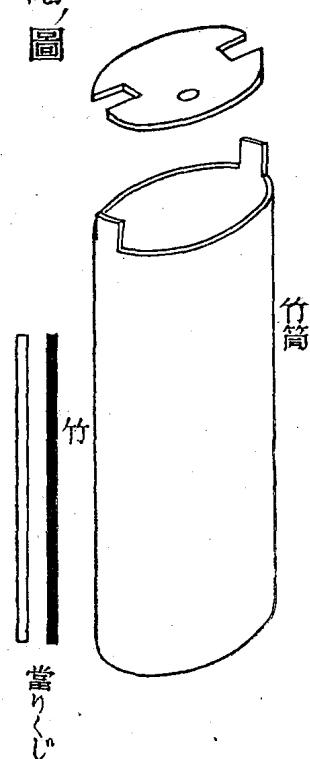
札差行事
少人

手基上木

二十俵生へを一と生へと云ふ
此行き一の側かたと云ふ
並出ながでのとばりの側三の側と云ふ



廻シ場圖



竹

當りくじ

札差業務帳簿例

茲に記述するは、其組織及記入例の概略にして帳簿の名稱は各家に依り異にするものあり。然れども凡大同小異なり。

一 奥内帳 基本帳資本帳とも名く。主人掌る。

各家資産の元帳にして、毎日の出入金高を切手帳に依り記入し、貸借残金高を計算す。

毎月末貸出金・返入金・借入金・諸経費・現在金高を調査し、一ヶ年店卸し勘定の便とす。

一 惣元帳 大福帳太寶惠とも名く。支配人掌る。

札旦那の身分・役名・祿高・扶持高・足し高・御役高等を記入す。(此帳は祕密を要し、主人・支配人・對談人の外は取扱を許さず)。

印鑑紙を貼付す。

備考として札旦那の家庭、奥次の人員、御暮し方の模様、及生計に必要と認むることは、細大となく記して置く。

由緒加印者の氏名・身分・及印鑑。

御用立金額(据置の分) 年月日利子。

御用立金額(當用の分) 同

御年賦金額 割濟年限・年賦金・利子・引残り金額・及年月日。

御手形持料

差札料及繰替金

一御切米控帳 支配人對談人掌る。

札旦那の春夏御借米冬御切米勘定の明細を記入す。

例

何某様

當冬御切米

御高百俵 (御高何俵の上へ御藏より渡されたる割札を貼付す)

一御米五拾俵 但三斗五升入

御金貳拾六兩貳分と拾匁

金石拾壹石六斗六升七合

殘石五石八斗三升三合

武州米但 三斗八升五合廻し
金貳百三拾五兩貳分之切

内

米壹石九斗貳升五合 御入米五俵分

殘米三石九斗八合

代金貳拾六兩壹分と拾四匁五分

合金五拾貳兩三分と拾四匁五分

六月二日
一金百兩也

御用立金

利金五兩也 十一月迄

八月十五日
一金拾兩也 同

利金壹分と五匁也 十一月迄

一金貳兩貳分也 當冬御年賦割濟

一銀五匁也

御手形持料

一銀七匁五分

差札料

一金百拾八兩貳匁五分

差引御不足金六拾五兩と三匁也

右の如き場合には、御對談の上、更に金百兩又は金九拾兩の御用立金として證書を作り、御調印を

受けて取置き、其御用金の内より不足金を引去り、残額を呈出す。假令は金百兩の元高改とせば、残金三拾四兩三分拾貳匁を御入手金として呈出するなり。

御用立金の少額なる向、御無借の向にて合金よりベ金を差引、残餘あるものは、差引御手取金として呈出す。此分は此處に「右體に請取申候、月日氏名」を記入し領收の證印を請く。

札旦那に呈出する季毎目錄書は、前記の如く半紙に記載して、末尾に右之通御座候、以上。

卯十一月何日

何屋

(札差の名)

某 ㊞

御用入様中

一米賣買帳 米方掌る。

御藏渡り米(祿高)毎日の石高・札旦那の名・御入米・拂米・又宿渡米・引取米の米名・廻し・仕切直段等を記入す。

又宿とは、一枚の御手形を以て、一組の祿高御扶持方を請取場合には、組頭又は筆頭者の藏宿(元宿と云ふ)に於て、御藏より請取へき手續を盡し、渡り當日御藏より直請取を爲し、其庭に於て俵取りの分は直に又宿の賣方に渡し、端米の分は代金として、其翌日又宿に渡す。

拂米高（賣方捌きの分）代金額を記入す。

一 御扶持方帳 米方掌る。

御藏渡り米（扶持方）毎日の石高、其他米賣買帳に同じ。

一 御扶持方通

甲乙貳冊を作成し、一は札旦那へ、一は留置く。札旦那御扶持請取の節は、手元一冊へ證印の上、請取人をして札差に持參せしめ、通帳引換へに現金を請取る。此際札差の留置たる一冊は、現米と併せて札旦那に於て請取り置く。

一切手帳 金銀出入帳とも名く。支配人掌る。

拂米代金・御用立金・御手取金・御入手金・御扶持代金・諸給料・仕拂金・繰替金・其他諸入用金等、總て金錢の出入を記入す。

毎日主人と支配人の間受拂の帳簿なり。

御用立金當日、證書は之に對照して受授す。

一 御手形押切 書替方掌る。

札旦那の氏名・祿高・渡り高・御扶持高を記入し、春夏冬と區畫し、御手形請取のとき、證書と割印して來否を調ふ。

書替奉行御藏肝煎の検印濟月日、御手形持料渡濟の證印を取り置く。

一 御玉帳　書替方掌る。

書替奉行檢印濟の手形を玉組と爲したる控帳なり。

札旦那の氏名・祿高・渡り高・御金高・玉入れ・玉落の月日を記入す。

一 御藏庭米帳　請取方掌る。

渡り方に依り、當日請取るへゝ札旦那名、祿高・渡り高・御扶持高を記入す。

當日の出藏番號・米名・廻しに依り、渡り高の俵割を爲し、御入米・又宿渡米・拂米・引取米等總て庭渡米の受拂を記入す。

庭相場を記入す。

一 御金帳　御金方掌る。

札旦那の名・祿高・渡り高・石代金高を記入し御金場へ携帶す。

一 端米代帳　米方掌る。

札旦那(又宿の分)氏名・端米高・代金・又宿の名を記し、端米代金渡濟の證印を受く。

一 觸出し帳　並手代掌る。

御藏明日の渡り方、役所向より行事へ達せられたる事項、札旦那藏宿の變更等、札差一般に心得へ

き事を行事より觸出したるものと記入す。

一仲間印鑑帳

札差仲間一同の印鑑紙を貼付す。

印鑑には一式一判、一式兩判とす。

一式一判とは其印一個にて總て仲間取引を爲すもの、一式兩判とは貳個の印にて何れも正印なることを證するものなり。

(は) 證文雛形

御藏札差宿頼證文之事

一我等御切米御藏渡高百俵、外御扶持拾人扶持、此度札差宿其方へ相頼み申處實正也。然上は當子春より春夏御借米冬御切米手形、御扶持は當子九月分より、其時調印相濟次第、早速相渡可申候間、書替所兩判其方にて取之、御藏へ差札被致、玉落米金相渡り次第、米は當日御藏庭相場に賣拂可被申候、都て御藏より請取、拂米に相成候分は、三拾五石に付代金貳分口賣側引取、勘定相立可被申候事。

一年々三季御切米米金書入、別紙證書之通金子致借用候。然る上は壹ヶ月金三拾兩に付壹分宛の利

足を加へ、年々三季御切米相渡次第、前金借用之元利共、季毎引取、勘定可_レ被_レ申候。差引不足金は其次御借米御切米前金借用に證文改可_レ申候。且亦米借用申入候節は、其時_モ相場を以て、代金直し、是又同様利足を加へ、引取可_レ被_レ申候。勿論勝手に付札差宿外へ引替候は_モ、其方より借用米金、元利共不_レ残、新規札差宿へ爲_レ立替、皆済の上引替可_レ申候事。

一差札料之義は壹季銀五匁宛、都合壹ヶ年金壹分宛遣し可_レ申候間、季毎目錄書面にて引取可_レ被_レ申候。以後御足高御役料等頂戴致候節は、百俵に付壹分宛の割合を以て、差料相増可_レ申候間、引取可_レ被_レ申候。御手當扶持差料、毎月壹斗五升に付五合つ_モ遣し可_レ申候間、是又引取可_レ被_レ申候事。

一年々三季目錄書其外共、諸勘定請取候は_モ篤と相改め、若書損違算等、其外何様の間違有_レ之候共、見出し候方より申入、過不足之分無利足にて取遣り致、目錄書相改め可_レ被_レ申候。其儀に付、彼是六ヶ敷義一切申入間敷候事。

右之通對談取極め、御藏札差宿相頼み候上は、向後何様之義有_レ之候共、三季御切米并に毎月請取候御扶持方手形差留、米金御藏より直請取等一切致間敷候。且亦末々家督代替に相成候共、此證文永_モ相用可_レ被_レ申候。爲_レ後日_モ御藏札差宿頼み證文入置申處仍如_モ件。

元治元年子八月五日

何某印

何屋 誰殿

御請書

當御屋敷様御祿高御藏渡り札差宿、此度 私共へ被仰付、御頼み證文御下渡被下、慥に請取奉畏候。就ては誠實に相勤め、決して不都合の所爲等仕間敷候。此段御請奉申上候。以上。

元治元年八月五日

何屋 誰印

何某様

御用人口中様

請取申御切米前金借用之事

一金百兩也

右是は無據入用に付、年々三季御藏渡御切米米金書入、爲前金借用申候處實正也。然上は季毎請取手形其方へ可^レ相渡候間、書替所兩判取^レ之、御藏へ差札被致、玉落米金相渡り次第、米は當日相場に賣拂、壹ヶ月金三拾兩に付壹分宛の利足を加へ、借用金元利季毎引取、勘定可^レ被申候。如斯相極候上は、何様之義有^レ之候共、御借米御切米請取手形差留め、御藏より米金直請取等一切致間敷候。若札差宿外へ引替候は^レ、借用金元利共新規札差宿へ爲立替、皆濟の上引替可^レ申候。右之趣

毛頭相違無之候。爲後日、仍て如件

年號月日

何屋 誰殿 某印

細谷氏の擧げられた札旦那の證書例は以上二通である。頼證文と借用證文で、札旦那が札差に差出す證文はこの二種に止まるのであるが、借用證文については更に違つた文例があることを、懲毖略記の上卷に於て發見したから、附載することとした。

天保七年五月札差猿屋町松屋佐吉・同天王町伊勢屋加兵衛兩名は驕奢によつて株取放となつた。かかる場合には、一方には札旦那に對し、又一方には御改正會所に對し、從來本人が有してゐた貸借關係を整理せねばならぬ。さうして、その整理には本人の屬してゐる組合が當るのであるが、組合一同といつては却て人數多で、取扱方に不行届であるといふところから、佐吉の分は同人組合の伊勢屋四郎兵衛、加兵衛の分は同人組合の伊勢屋三郎右衛門が引請け、組合からも油斷なく援助することとなり、同年九月廿七日町奉行答井伊賀守の申渡によつて、整理の方針が決定された。

懲毖略記の上卷から下卷の半までは本件に關する申渡や願書や届書を、それ等に關する説明的の記事を以て一杯であるが、その中に八月十一日、掛與力松浦作十郎の命により、佐吉跡引請人伊勢屋四郎兵

衛、加兵衛跡引請人伊勢屋三郎右衛門並に組合之者共がら町奉行所に差出した帳面の寫が二冊ある。その帳面が如何なる性質のものであるかは、次に掲ぐる略記の本文によつて明白であらう。

翌十一日一同罷出候處、松浦作十郎様被仰渡候は、佐吉加兵衛札方え之用立金證文并年賦用立證文之類、且預り金證文町方貸附預り證文等、寫書可^ニ差出旨被^ニ仰付候に付、即刻吳服橋外茶屋越前屋方え打寄取調、左之書面帳に致差上申候。

こゝには加兵衛の分の證文寫帳をAとし佐吉の分をBとする。(一)(二)は同じく用立金證文とはいへ、前者は所謂當用の證文、後者は居置の證文である。細谷氏の挙げられた借用證文も矢張當用證文ではあるが、文體辭句はAよりもBに類似してゐる。要するに同種類の證文でも、店々により色々相違があつたと了解せられます。

(一) A 預申金子之事

合金

右之金子は無據要用に付預申處實正也。返済之儀は當何冬御切米を以、六分宛之利足を加、元利共相濟可^ニ申候間、勘定引取可^ニ被^ニ申候。尤三季御切米手形其方え相渡可^ニ申候。其節少も相違申間敷候。

爲^ニ後日^ニ仍如件

年 號 月

何之誰

伊勢屋加兵衛殿

B 請取申御切米前金之事

一金

右は無據要用に付、御米切高書入、前金借用申處實正也。返濟之儀は定之通、三季御切米手形相渡候間、書替所兩判御藏差札等被相調、玉落次第相定之利足を加、元利共引取勘定可_レ被申候。御藏札差宿相頼、前金借用致候上は、如何様之儀有_レ之候共、御藏直請取致間鋪候。若又御藏宿外え引替候は_レ、借用之分皆濟可_レ申候。爲後日仍如件

年號月

何の誰

松屋佐吉殿

A (二) 預申金子之事

合金

當何春御借米より、春夏御借米を以米何俵宛、冬御切米を以米何俵、都合壹ヶ年米何俵此濟方宛、皆濟迄年_レ相濟可申候間、其時_レ相場を以、御張紙直段に准し平均直段を以代金に直し、金何程に付金壹分之利足を加へ、元利之内へ勘定引取可被申候。

右之金子無據要用に付、三季御切米書入、領り申處實正也。返濟之儀は前書割合之通、當何春御借米より皆濟迄、年々三季御切米度每相濟可申候間、勘定引取可被申候。尤三季御切米手形印形相調次第、其方々相渡可申候。若又勝手に付、御藤宿外々引替候節は、新規御藏宿々申付、請合印形爲致候上にて、引替可申候。如此年賦濟方に勘辨相頼候上は、以來如何様之儀出來候共、利下け延濟方減少等之無心決て申入間敷候。勿論皆濟迄此證文相用置可被申候。其節少も相違申間鋪候。爲後日仍如件。

年 號 月

何 之 誰

伊勢屋加兵衛殿

B 請取申御切米前金之事

一金

此濟方、當何の何より春夏米何俵つゝ、冬米何俵、都合壹ヶ年米何俵宛、平均直段を以代金に直し、元利之内々返濟可申候間、年々引取、皆濟可被申候事。

右は無據要用に付、取來御切米高書入、前金借用申處實正也。然る所返濟方壹度に相成兼候に付、無心申入、利安年濟之積り相頼、書面之通壹ヶ年米何拾俵濟に相定候。然る上は三季御切米手形無

相違可_レ相渡候間、書替所兩判御藏差札等被_レ相調_レ玉落次第、米は時之相場に賣拂、書面之通年_ミ引取_レ皆濟可_レ被_レ申候。如_レ此相定候上は、以來返濟方少も相違致間敷候。勿論前金借用致候上は、如何様之義有_レ之候共、御藏直請取致間鋪候。爲_レ後日_ミ前金借用證文仍如_レ件。

年 號 月

何之誰

松屋佐吉殿

(三)は居置證文ではあるが、札旦那が舊札差を去つて新札差についた時、舊札差に對する債務支拂をば新札差が保證したもので、所謂請合證文といふものである。

(三)A 預申金子之事

合金

此濟方當何春御借米より云々 ○(二)Aに同じ

右之金子無_レ據要用に付、三季御切米書入、預り申處實正也。返濟之儀は前書割合之通、當何春御借米より皆濟迄、年々三季御切米度每、何屋誰方え爲_レ引落_レ置、相渡可_レ申候間、其時に此方え不及_レ案内、同人方より直に請取_レ勘定引取可_レ被_レ申候。爲_レ其同人え請合奥印爲_レ致置候。若又勝手に付宿替致候節は、新規御藏宿え申付、請合奥印爲_レ致候上にて引替可_レ申候。如_レ斯年賦濟方に勘辨相頼候

上は、以來内外如何様之儀有_レ之候共_レ利下け延減少等之無心申入間敷候。勿論皆濟迄は此證文相用置可_レ被_レ申候。其節少も相違申間敷候。爲_レ後日_一仍如_レ件。

年 號 月

何 之 誰

伊 勢 屋 加 兵 衛 殿

御前書之金何程は、

何の誰様え貴殿方にて御用立被_レ成候所、私方にて御藏宿仕候に付、御請合申處實正に御座候。然る上は御本文御定之通、御濟方當何春御借米より、手前差引不足に不_レ構_二、三季每私方え引落置、貴殿え直に無_レ相違_一相渡可_レ申候。若亦御屋敷様より御濟方之儀に付、御故障之儀被_レ仰付_レ候共、不_レ構_二其儀_一相渡可_レ申候。御勝手に付御藏宿外え被_レ仰付候節は早速貴殿え通達致、新規御藏宿え申送り、請合印形爲_レ致可_レ申候。爲_レ後日請合奥印致置候所、少も相違無御座候。仍如_レ件。

何 月

何 之 誰

伊 勢 屋 加 兵 衛 殿

B 借用申御切米前金之事

一金

此濟方當何の何より云々 ○(一)B に同じ

右は取來御切米高書入、前金借用申處實正也。返濟之儀は壹度に皆濟相成兼候に付、無心申入、書面之通返濟方相頼候。然る所此度勝手に付、何屋誰方え御藏宿申付候に付、年々三季御切米度毎、前文濟方割合之通、何屋誰方え爲引落置、無相違可相渡候間、此方え不及案内直に請取、皆濟可被申候。若亦御藏宿外え引替候は、其節之御藏宿之請合印形爲致、無相違返濟可被申候。如斯相定候上は、如何様之儀有之候共、返濟方少も違變申間敷候。爲後日仍如件。

年 號 月

何 之 誰

松 屋 佐 吉 殿

前書之金子何之誰様え貴殿御用立被成候處、此度拙者方え御藏宿引請候に付、御本文之通請負申處實正也。然る上は三季御切米度毎、手前御用立差引不足に不構、書面之通引落置、貴殿え相渡可申候。萬一差留候様被仰聞候共、貴殿承知無之内は、其儀に不構、無相違相渡可申候。若亦御藏宿外え御引替被遊候節は、貴殿え致通達、新規御藏宿え申送り、請合印形被致可申候。爲後日請合證文仍如件。

何の何月

何屋誰

松屋佐吉殿

以上は札差の債権に屬する側の證文であるが、以下は札差の債務に屬する側の證文である。(四)は札差が札旦那より金銀を領つた場合に差出す。金銀ばかりでなく、米を預る場合もある。又利息は必ずしもあるとは限らず、中には無利息なものもある。(五)の町方御貸附金、(六)の町方御用達衆御貸附金は、札差に資金を供給するために設定せられた貸附金で、當時前者は利息八分、後者は一割であつた。町方御貸附金は町年寄支配の御改正會所で取扱つてゐたが、右の外に同會所では差加金といふものゝ貸附をも取扱つてゐた。之が本文に所謂町方御用達衆貸附金であらう。

(四) A 御預り金證文之事

一金

右之金子は此度利足何程之割合を以、來る何ノ何月より同何月迄被遊御預け、慥に預り申所實正に
御座候。右期月に至り、此證文と引替、無相違御返上可仕候。爲後日仍如件。

年號月

伊勢屋加兵衛

一金

右之金子體に御預り申置候。御入用之節は、何時成共此書付と引替差上可_レ申候。以上。

年號月

松屋佐吉

何之誰様

(五) A 奉預候御金之事 ○B に載する所大略之に同じ

一

右は町方御貸附金之内、書面之御金高年何程之利足にて、當何年より來る何年迄五ヶ年季之積、各々様より御預け被_レ成、體に奉_レ預り候所實正に御座候。右御金之儀は家質御取御預け可_レ被_レ成儀にも可_レ有_レ御座_レ候處、年何程之利足故、家質無_レ御座、書面之御金高御預け被_レ成下、難_レ有_レ奉_レ存候。然る上は年季之内、壹ヶ年之利足翌年正月幾日限年々上納仕、年季相立、來る何年正月幾日元利共急度上納可_レ仕候。右御金奉預り候内、何様之異變有_レ之候共、私所持屋敷之内賣拂、右御入金高元利共少も無_レ違背_レ上納可_レ仕候。右所持屋敷之内賣拂候歟、亦は家作等書入仕候儀御座候は_レ、其以前御訴可_レ申上_レ候。爲_レ後日_レ名主加印仕、證文奉_レ差上_レ候。仍如件。

年號月

淺草天王町家持

加 兵 衛

名主 誰

町年寄衆御役所

(六) A 預申金子之事 ○ B に無し

一

右は從=兩町

御奉行所様、御貸附金、各方之御渡置被爲成候内、書面之御金高我等方に預申所實正也。利足之儀者元金百兩に付壹ヶ月銀五十匁宛相極、月々無_レ相違_レ相渡可_レ申候。返済之儀は來何之何月限急度返済可_レ致候。萬一相滯義有_レ之候は_ハ、我等所持之何町何丁目何側何角より何軒目、裏間口何間裏行何間有_レ之家屋敷賣拂、此代金を以可_レ致_レ返済_レ候。不足金有_レ之候は_ハ證人方より致_レ都合_レ急度返済可_レ致候。尤右御金返済不_レ仕候内は、外え家質等に書入申間敷候。依_レ之爲_レ念右家屋敷沽券狀壹通各々方え相渡置申候。爲後日加判證文仍て如件。

年號月

札差雜考(幸田)

(三七) 八三

淺草天王町家持

加 兵 衛

町方御用達衆中

證人 誰

幸 田 成 友